### かつ市議会第234回定例会会議録 第7号

#### 議事日程 第7号

平成29年12月21日(木曜日)午前10時開議

### ◎諸般の報告

第1 行政報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第2 議案第74号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第75号 地方卸売市場大畑町魚市場基金条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第76号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第77号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例を廃止する条例
- 第6 議案第78号 むつ市林業研修集会施設条例を廃止する条例
- 第7 議案第79号 指定管理者の指定について

(むつ市海と森ふれあい体験館の指定管理者を指定するためのもの)

- 第8 議案第80号 指定管理者の指定について
  - (むつ市心身障害者ふれあいの家の指定管理者を指定するためのもの)
- 第9 議案第81号 指定管理者の指定について

(大畑中央公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)

第10 議案第82号 指定管理者の指定について

(脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者を指定するためのもの)

第11 議案第83号 指定管理者の指定について

(地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理者を指定するためのもの)

第12 議案第84号 指定管理者の指定について

(むつ来さまい館外2施設の指定管理者を指定するためのもの)

第13 議案第85号 指定管理者の指定について

(むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定管理者を指定するためのもの)

- 第14 議案第86号 下北地域広域行政事務組合規約の変更に関する協議について
- 第15 議案第87号 市道路線の認定について
- 第16 議案第88号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(大間町)
- 第17 議案第89号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(東通村)
- 第18 議案第90号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(風間浦村)
- 第19 議案第91号 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について(佐井村)
- 第20 議案第93号 平成29年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算
- 第21 議案第94号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第22 議員提出議案第4号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める

## 意見書

本日の会議に付した事件 議事日程に同じ

1番	原	田敏	匡	2番	山	本	留	義
3番	佐々	木 隆	徳	4番	エ	藤	祥	子
5番	横	垣 成	年	6番	目	時	睦	男
7番	野	呂 泰	喜	8番	石	田	勝	弘
9番	菊	池 広	志	10番	東		健	而
11番	佐	賀 英	生	12番	富	岡		修
13番	大 泊	龍 次	男	14番	中	村	正	志
15番	濵	田 栄	子	16番	浅	利	竹	二郎
17番	佐々え	木	肇	18番	斉	藤	孝	眧
19番	富	岡 幸	夫	20番	村	中	徹	也
21番	][[	下八	十 美	22番	半	田	義	秋
23番	菊	池 光	弘	2 4番	岡	崎	健	吾
25番	鎌	田ち	よ子	26番	白	井	$\equiv$	郎

# 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者

市 長	宮 下	宗 一	郎	副市長	鎌	田	光	治
教 育 長	遠島		進	公営企業管理者	花	山	俊	春
政 統 括	川 西	伸	Ξ	代 表 監查委員	齊	藤	秀	人
企画部長	村 田		尚	財務部長	氏	家		剛
財 税 整 監	赤 坂	吉千	代	民生部長	中	里		敬
保健福祉長	瀬  川	英	之	保福健づ推 健部康り監	徳	田	暁	子
経済部長	三上	達	規	建設部長	光	野	義	厚
川内庁舎	二本柳		茂	大畑庁舎 所	坂	井		隆
脇庁経シモ推 野所 プョ デーン進 アーン監	浜 田	_	之	会管総理出 納室 納室	畑	中	秀	樹

選 挙 管 理 委	濱	田	賢	<u> </u>	監查委員 二本 柳 茂 事務局長 二本 柳
農 養 養 素 養 素 養 素 養 素 養 妻 経 理	寺	島		誠	教育部長 金 澤 寿々子
公営企業長道 局下水 下部	萬	年	茂	昭	総 務 部 策 推 進 監 主 田 真 政 策 推 進 進 長 武 表 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五
財 務 部 策 推 進 監 財 務 課 長	松	谷		勇	教 責務 員務 選 藤 勝 広 推 後 器 器 器 器 最 最 最 最 最 最 最 最 最 最 最 最 最
総務部総務課長	角	本		力	教 育
総 務 課 主 幹	栗	橋	恒	平	教 育
総 務 課 主 事	中	村	善	光	総務部 総務課 佐藤貴 昭 主 事
事務局職員出席者					
事務局長	東		雄	<u>=</u>	次 長 伊 藤 泰 成
総括主幹	奥	本	聡	志	主 幹 葛 西 信 弘
主任主查	堂	崎	亜 希	5 子	主 事 山 本 翼

### ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(白井二郎) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は26人で定足数に達しております。

### ◎諸般の報告

○議長(白井二郎) 議事に入る前に諸般の報告を 行います。

まず、12月11日、本会議終了後の議会運営委員会において全議員から提出がありました道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書については、本日この後議員提出議案として上程することが決定しておりますので、ご報告申し上げます。

次に、12月13日、各常任委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長からそれぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ご閲覧願います。

次に、本日この後、むつ市立近川中学校の学校 給食への異物混入事故について、市長から行政報 告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長(白井二郎) 本日の会議は議事日程第7号 により議事を進めます。

### ◎日程第1 行政報告

○議長(白井二郎) 日程第1 行政報告を行いま

す。

市長から報告を求めます。市長。 (宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) おはようございます。

このたび、むつ市立近川中学校において、学校 給食への異物混入事故の事案が発生いたしまし た。この件につきましては、教育委員会からご報 告申し上げます。

○議長(白井二郎) 教育長。

(遠島 進教育長登壇)

○教育長(遠島 進) たび重なるご報告となり、 まことに恐縮ではございますが、むつ市立近川中 学校の学校給食への異物混入事故の事案が発生し たことにつきまして、行政報告させていただきま す。

まず、報告に至った経緯について申し上げます。 去る12月18日午後零時40分頃、近川中学校の校 長であります南通地区学校給食共同調理場の施設 長から教育委員会が、異物が混入していたとの一 報を受けました。

概要につきましては、同日午後零時33分頃、近川中学校2年生の女子生徒が、むつ市直営の南通地区学校給食共同調理場で調理した給食のうち、長いもサラダを食べていたところ、サラダ皿の中にホチキス針のような物が混入していたとのことであります。

直ちに担任は、「むつ市学校給食異物混入対応マニュアル」に基づき、他の生徒には長いもサラダを食べるのをやめさせ、南通地区学校給食共同調理場の施設長でもある校長にその旨を報告したとのことであります。

報告を受けた校長は、南通地区学校給食共同調理場から配送している近川中学校以外の奥内小学校及び県立むつ養護学校に電話で確認したところ、すでに給食は食べ終わっておりましたが、同様の異物の混入や食べたという報告はありません

でした。

事故発覚直後、校長をはじめ、教職員、調理員及び教育委員会職員により調理場及び教室内を調査しましたが、同様の異物は発見されておらず、翌19日に市教育委員会職員立会いの下、実施されました県の保健所の立ち入り調査においても、調理場には問題はないとの意見を頂いております。

今回の事故につきましては、「むつ市学校給食 異物混入対応マニュアル」に基づく対応はできて おり、生徒が異物を口に運ぶことがなかったもの であります。

ただし、どこで異物が混入したかを現在調査中でありますことから、19日以降の給食は外部業者へ発注の代替給食で対応しております。

今後は、いかにして未然に異物混入を防ぎ、児 童生徒の安全を確保することが重要な課題と考え ております。

その対策として、調理場では食材納入時の検収 のチェック、開封後のチェック、調理過程のチェ ックを複数人で行うなどのほか、納入業者につい ても事前にチェックを再度求めていきます。

教育委員会では、これらの対応策を盛り込んだマニュアルを3学期開始までに策定し、改めて全ての学校長に対して学校現場におけるマニュアルの遵守と、全ての調理場の職員への注意と指導を徹底するとともに、教育委員会、学校及び調理場が一丸となって再発防止に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(白井二郎) これより質疑を行います。 ただいまの報告に対し、質疑ありませんか。2 番山本留義議員。
- ○2番(山本留義) おとといの朝の新聞を見て、 まず驚きをいたしました。たまたま1週間ほど前 に、そういう報告があったばかりでありますので。 そうしているうちに、地元の保護者から電話が ありまして、そういうことで、9時ころ校長先生

のほうに電話をしたら、会いたいという話をされ たのですけれども、何か保健所が来ているとかと いうことで、昼2時から会いました。その点につ いては、今教育長が言ったように、本当にマニュ アル的にきちんとした対応がなされているという ことで安心したのですけれども。

まず1点目ですけれども、南通地区学校給食共同調理場ですか、そこで食材はどのような形で仕入れされているのか。そしてまた、地元むつ市の食材が使用されているのか。そして、南通地区学校給食共同調理場から3学校に配送されているのですけれども、その児童・生徒まで、昼食になるまでどういうマニュアルで行われているのか。まず、その3点についてお伺いいたします。

- ○議長(白井二郎) 教育部長。
- ○教育部長(金澤寿々子) お答えいたします。

この調理場には、栄養士が食材を選んで購入しております。購入している場所は、当日のメニューの食材においては、県内5業者から購入していると伺っております。

教室までのマニュアルにつきましては、調理場のほうから各教室のほうに生徒が運んで、教室で配膳しております。

(「生徒じゃないでしょう」の声 あり)

- ○議長(白井二郎) 教育部長。
- ○教育部長(金澤寿々子) 申しわけございません。 訂正させていただきます。

調理師が教室に運んで、教室のほうで生徒が配 膳しております。

- ○議長(白井二郎) 2番。
- ○2番(山本留義) 今回の事故なのですけれども、 私大畑小学校で異物の混入があったときに、ある 詳しい人からちょっと話を聞く機会があったので すけれども、金属というのが3ミリ以下になれば 探知機に映らない、感知されないということであ

りまして、今回の小さいホチキス針、一片が欠け ていた、かぎ状になったホチキス針ではないかと いう形で私は写真を見てきたのですけれども、そ うであれば、探知機に感知されないということで あります。

ただ私どもは、前の宮下順一郎市長時代から地 元食材を活用して、特に学校給食には用いたいと いう思いでお願いをしてきているのですけれど も、こういうことはあってはならないのですが、 こういうのがあれば、地元の業者がというか、地 元生産者がなかなかそういう意味では仕入れをさ せていただけないのかなと、逆に自分たち心配し て。そういう意味において、本当に今まで以上に その食材の管理には気をつけていただきたい。

特に自分のことになるのですけれども、うちの 孫が私の言うことは聞かないのだけれども、先生 の言うことはよく聞きます。どうして先生の言う ことを聞くのだという話をしたら、だって勉強を 教えていただいているもの、しようがないじゃな いかという話をしました。子供たちは、親よりも、 保護者よりも先生が神様なのです。

そういう意味において、こういう事案があって、 少しでも子供たちが傷つくようであれば、本当に 先生方の信頼が薄れると思うので、その辺につい ては、人間ですから、間違いもありますし、そう いう意味においてはしようがない。でも、少なく とも子供たちにはそういう心配をかけないような ことをして、今後十分に気をつけていただければ なと、そういうことを要望して終わります。

市長、どうぞ、何かありましたら。

- ○議長(白井二郎) 市長。
- ○市長(宮下宗一郎) 今回そういう意味では2件 連続で続きましたので、総括してちょっと私のほ うから最後に答弁をさせていただきたいと思うの ですけれども。

今回、前回の大畑地区の給食との違いといえば、

マニュアルにのっとってやっていたということでありながら、やはり異物が混入されていたということであります。先ほどの質疑の中に、どういう形で生徒の口に入るまでにチェックをされていたのかというお尋ねがありましたけれども、まず時系列でいきますと、納入した際に検収というものをさせていただいています。さらに、調理場では調理をする際にチェックをしているということでありますし、当然ながら、マニュアルに書いてあるところでいきますと、配膳をした後に食事になるまでに見つかれば、それはそれでまたチェックされているということだと私は理解をしています

ただ、大事なことは、今回マニュアルがあって、マニュアルを守っていても、それでも混入をしていたという事実があったということだと思います。危機管理というのは、基本的には予測、それからそれに対する対応、対策というものを繰り返していく中で事故を未然に防止していくということだと私は理解していますので、さらにそれをひもといていけば、時間、ある意味予測という意味での時間、さらには今回の場合は調理場という意味での施設、そしてそこで働く人と我々がしっかりコミュニケーションをとり続けてこういった事故を防いでいくことが必要なのだと思います。

教育委員会としては、学校、地域、未来を担う 子供たちの全体の問題として今回の問題を捉えて いただいていると私は思っています。地方教育行 政の組織及び運営に関する法律第21条第11号に は、学校給食に対する権限というものがあるとい うふうに書いていますので、その権限を最大限活 用して事態を収束に向かわせていただいていると 評価しておりますし、3学期からは全部の学校で 児童・生徒が安心して給食を笑顔で食べることが できる環境にするよう我々も一丸となって取り組 んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を 賜りたいと存じます。

- ○議長(白井二郎) ほかに質疑ありませんか。14番 中村正志議員。
- ○14番(中村正志) 1点だけちょっとお聞きしたいと思うのですが、今回大畑の事例と比べますと、大畑の事例でも次の日調理場を調査して問題ないということで給食を再開しました。しかしながら今回は、同じような手順を踏んでいるにもかかわらず再開をしておりません。その違いというのはどこにあるのでしょうか。
- ○議長(白井二郎) 教育部長。
- ○教育部長(金澤寿々子) 今回再開していない理由につきましては、原因をまだ調査中であるということでございます。
- ○議長(白井二郎) 14番。
- ○14番(中村正志) そうしますと、今回の事例に 関しては、今の説明で考えますと、調理中ではないかもしれないというふうなことと受けとめていいのでしょうか。調理中ではなく、例えば運搬中、あるいは配膳中、あるいはもっと変な見方をすると、このような事案が起きると似たような事案が起きるというふうなこともあります。そのようなことも含めての調査中ということで再開できないという理解でよろしいのでしょうか。
- ○議長(白井二郎) 教育部長。
- ○教育部長(金澤寿々子) お答えいたします。 大畑学校給食センターの場合は、納品したひじきに混入したものとわかったため、保健所の検査の後にすぐに再開いたしましたが、今回は原因不明のため、まだ再開していないということでございます。
- ○議長(白井二郎) 14番。
- ○14番(中村正志) そうしますと、ちょっと原因 不明ということでのお話ですと、これ本当に3学 期というか、冬休み明けるまでに原因が確定でき て給食が再開できるのかというふうなところ、ち

ょっと心配になりますが、その点についてはどの ようになっていますか。

- ○議長(白井二郎) 教育部長。
- ○教育部長(金澤寿々子) お答えいたします。 原因が究明されなかったとしても、異物混入を 防ぐ強化策を盛り込んだマニュアルを冬休み中、 3学期開始までに作成したうえで周知徹底し、子 供たちに安心して給食を提供できる環境を整えて 再開したいと考えております。
- ○議長(白井二郎) ほかに質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。これで 質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

# ◎日程第2~日程第21 委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長(白井二郎) 次は、日程第2 議案第74号 むつ市地方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改 正する条例から、日程第21 議案第94号 平成 29年度むつ市介護保険特別会計補正予算までの 20件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各常任委員会に おける審査の経過並びに結果について、各常任委 員長から報告を求めます。

まず、議案第79号、議案第86号及び議案第88号 から議案第91号までについて、総務教育常任委員 長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

### (8番 石田勝弘議員登壇)

○8番(石田勝弘) 総務教育常任委員会に付託されました議案6件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委

員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第79号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、むつ市海と森ふれあい体験館の管理を行う指定管理者に、特定非営利活動法人シェルフォレスト川内を指定するためのもので、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、人件費の個別の支払い予 定額について質疑があり、理事者側から、来年度 からの指定管理者の管理運営の中で決められるも のであり、現段階では明確になっていないとの答 弁がありました。

次に、議案第86号 下北地域広域行政事務組合 規約の変更に関する協議についてでありますが、 理事者側から、同組合で共同処理する事務のうち、 同組合において平成20年3月に策定した第5次下 北地域広域市町村圏計画が平成30年3月をもって 期間満了となることに伴い、下北地域広域市町村 圏振興整備に関する計画の策定及びその計画実施 のための連絡調整に関する事務を削除するための ものであるとの説明がありましたが、委員からの 質疑等はありませんでした。

次に、議案第88号から議案第91号までの定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結についてでありますが、理事者側から、大間町、東通村、風間浦村及び佐井村との間において締結している当該協定の地域内外の住民との交流及び移住促進の分野に、婚活支援の推進を追加するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、想定している事業について及びこれまで各町村で個別に取り組んでいる事

業について質疑があり、理事者側から、想定している事業については、今年度実施した婚活イベント「しもきた恋物語」を平成31年度まで実施する予定としている。各町村で個別に取り組んでいる事業については、佐井村等で実施していると伺っているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わ ります。

○議長(白井二郎) これで総務教育常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第74号から議案第78号まで、議案第82号から議案第85号まで及び議案第87号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

### (11番 佐賀英生議員登壇)

○11番(佐賀英生) 産業建設常任委員会に付託されました議案10件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第74号 むつ市地方卸売市場大畑 町魚市場条例の一部を改正する条例についてであ りますが、理事者側から、新魚市場の来年4月1 日供用開始に伴い、位置の変更及び市場内施設の 使用許可並びに使用料などについて条文整備をす るためのものであるとの説明がありましたが、委 員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第75号 地方卸売市場大畑町魚市場 基金条例の一部を改正する条例についてでありま すが、理事者側から、同魚市場に係る基金の積立 に関する条文整備をするためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第76号 むつ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてでありますが、理事者側から、道路法施行令に規定された道路占用料の額及び占用面積等の端数処理方法が改正されたことに伴い、国に準じて取り扱っている市の道路占用料の額等を来年4月1日に改正するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、減額改正となったのはなぜかとの質疑があり、理事者側から、国の定める占用料の額は固定資産税の評価額の評価替え及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた、各市町村の固定資産税の評価額を基礎とした道路の価格に使用料率等を乗じた算出式となっており、むつ市の地価平均価格が全体的に下落傾向となっているため、占用料も減額改正となるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、どれくらい減収となるのかとの質疑があり、理事者側から、平成28年度の決算額ベースで試算すると、約13万円の減収となるとの答弁がありました。

次に、議案第77号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例を廃止する条例についてでありますが、理事者側から、老朽化及び利用者の減少等の理由により、来年3月31日をもって同施設を廃止するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第78号 むつ市林業研修集会施設条例を廃止する条例についてでありますが、理事者側から老朽化及び利用者がいない等の理由により、来年3月31日をもって同施設を廃止するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、利用実績について質疑があり、理事者側から、利用者は全くなかったとの

答弁がありました。

次に、議案第82号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、脇野沢地区3牧野、脇野沢地区3畜舎、脇野沢いのししの館、脇野沢体験農園、脇野沢リフレッシュセンター鱈の里及び脇野沢野営場の管理を行う指定管理者に、一般社団法人むつ市脇野沢農業振興公社を指定するためのもので、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、いのししの館の名称について質疑があり、理事者側から、農林水産省からの補助を受けて建設した施設であるため、補助目的と異なるような名称の変更は困難だが、愛称や通称として別の名称の表示ができないか検討中であるとの答弁がありました。

次に、議案第83号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、地方卸売市場大畑町魚市場の管理を行う指定管理者に、大畑町漁業協同組合を指定するもので、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理者の収支計画が 増額となっている理由について質疑があり、理事 者側から、現在大畑町漁協所属の中型船の大半が 八戸港に水揚げしている凍結イカを、順次新魚市 場へ荷揚げしていく計画により増額となっている との答弁がありました。

次に、議案第84号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、むつ来さまい館、むつ下北観光物産館及びイベント広場の管理を行う指定管理者に、むつ商工会議所を指定するためのもので、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理料について質疑

があり、理事者側から、平成26年度から平成28年度までの実績を考慮して算出し、平成29年度より126万5,000円減額して積算しているとの答弁がありました。

次に、議案第85号 指定管理者の指定について でありますが、理事者側から、奥薬研修景公園及 び薬研温泉露天風呂の管理を行う指定管理者に、 大信産業有限会社を指定するためのもので、指定 期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日ま での3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、指定管理料について質疑があり、理事者側から、個々の施設について指定管理料の積算はしておらず、総額として568万円であるとの答弁がありました。

次に、議案第87号 市道路線の認定についてでありますが、理事者側から、開発行為により市に帰属した1路線約0.11キロメートル及び側溝整備、舗装工事が完了した市所有の1路線約0.13キロメートルの合計2路線約0.24キロメートルを市道として認定するものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

済みません、ちょっと早口で読んだので、訂正 が2カ所ありますので、訂正いたします。

先ほど議案第78号に関する報告の中で、「むつ市林業研修施設」と申し上げましたが、正しくは「むつ市林業研修集会施設」の誤りでございました。

次に、議案第82号に関する報告の中で、「一般 財団法人」と申し上げましたが、正しくは「一般 社団法人」でありますので、訂正しておわびさせ ていただきます。

○議長(白井二郎) これで産業建設常任委員長の 報告を終わります。

次は、議案第80号、議案第81号、議案第93号及

び議案第94号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(25番 鎌田ちよ子議員登壇)

○25番(鎌田ちよ子) 民生福祉常任委員会に付託 されました議案4件について、審査の経過と結果 をご報告申し上げます。

本委員会は、12月13日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりでありますが、付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる 質疑等について申し上げます。

初めに、議案第80号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、むつ市心身障害者ふれあいの家の管理を行う指定管理者に特定非営利活動法人アックス工房を指定するためのもので、指定期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、平成28年度の利用者数が 平成27年度より約1,500人少ない理由を問う質疑 があり、理事者側から、ほとんどの平日に作業室 を利用していた団体の活動がなくなったことによ るものであるとの答弁がありました。

次に、議案第81号 指定管理者の指定についてでありますが、理事者側から、大畑中央公園及び兎沢スキー場の管理を行う指定管理者に一般財団法人むつ市教育振興会を指定するためのもので、指定期間は平成30年4月1日から平成32年3月31日までの2カ年としているとの説明がありました。

これに対し委員から、費用対効果を考慮し兎沢 スキー場を廃止するという考えはないかとの質疑 があり、理事者側から、当該施設についてはむつ 市スポーツ施設整備計画において、管理修繕を行い、利用人口の推移を見ながら施設のあり方を検討することとされているほか、むつ市公共施設等総合管理計画においても、地区や施設の特性等を総合的に判断し、地域住民の意見を聴取しながら検討をしていくこととしているとの答弁がありました。

次に、議案第93号 平成29年度むつ市国民健康 保険特別会計補正予算についてでありますが、理 事者側から、平成28年度に概算交付された国の療 養給付費負担金の超過交付分の返還額確定による 償還金のほか、後期高齢者支援金等及び介護納付 金などの確定に伴い、571万4,000円を増額し、補 正後の歳入歳出予算総額は80億7,893万6,000円と なるとの説明がありましたが、委員からの質疑等 はありませんでした。

次に、議案第94号 平成29年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてでありますが、理事者側から、職員の人件費の変更及び介護保険事務処理システム改修費の増により170万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は61億4,199万8,000円となるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

失礼いたしました。 1 カ所訂正させていただき ます

「介護給付金」と申し上げましたが、「介護納付金」の間違いでありましたので、訂正させていただきます。

○議長(白井二郎) これで民生福祉常任委員長の 報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時55分まで暫時 休憩いたします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長(白井二郎) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました20議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

#### ◇議案第74号

○議長(白井二郎) まず、議案第74号 むつ市地 方卸売市場大畑町魚市場条例の一部を改正する条 例について、産業建設常任委員長報告に対し、質 疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第75号

○議長(白井二郎) 次は、議案第75号 地方卸売 市場大畑町魚市場基金条例の一部を改正する条例 について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑 に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

### ◇議案第76号

○議長(白井二郎) 次は、議案第76号 むつ市道 路占用料徴収条例の一部を改正する条例につい て、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第77号

○議長(白井二郎) 次は、議案第77号 むつ市野菜集荷貯蔵施設条例を廃止する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。 質疑の通告がありません。これで通告による質

ほかに質疑ありませんか。

疑を終わります。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第78号

○議長(白井二郎) 次は、議案第78号 むつ市林 業研修集会施設条例を廃止する条例について、産 業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

て、議案第78号は委員長報告のとおり可決されま した。

### ◇議案第79号

○議長(白井二郎) 次は、議案第79号 指定管理 者の指定について、総務教育常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市海と森ふれあい体験館の指定管 理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第79号は委員長報告のとおり可決されま した。

### ◇議案第80号

○議長(白井二郎) 次は、議案第80号 指定管理 者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市心身障害者ふれあいの家の指定 管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ ○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

> これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第80号は委員長報告のとおり可決されま した。

#### ◇議案第81号

○議長(白井二郎) 次は、議案第81号 指定管理 者の指定について、民生福祉常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、大畑中央公園外1施設の指定管理者を 指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第81号は委員長報告のとおり可決されま した。

#### ◇議案第82号

○議長(白井二郎) 次は、議案第82号 指定管理

者の指定について、産業建設常任委員長報告に対せんか。 し、質疑に入ります。

本案は、脇野沢瀬野牧野外9施設の指定管理者 を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第82号は委員長報告のとおり可決されま した。

### ◇議案第83号

○議長(白井二郎) 次は、議案第83号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、地方卸売市場大畑町魚市場の指定管理 者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第83号は委員長報告のとおり可決されま した。

#### ◇議案第84号

○議長(白井二郎) 次は、議案第84号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ来さまい館外2施設の指定管理者 を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま せんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よっ て、議案第84号は委員長報告のとおり可決されま した。

### ◇議案第85号

○議長(白井二郎) 次は、議案第85号 指定管理 者の指定について、産業建設常任委員長報告に対 し、質疑に入ります。

本案は、むつ市奥薬研修景公園外1施設の指定 管理者を指定するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第86号

○議長(白井二郎) 次は、議案第86号 下北地域 広域行政事務組合規約の変更に関する協議につい て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありま せんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第87号

○議長(白井二郎) 次は、議案第87号 市道路線 の認定について、産業建設常任委員長報告に対し、 質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第88号

○議長(白井二郎) 次は、議案第88号 定住自立 圏形成協定の一部を変更する協定の締結につい て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

本案は、大間町との間において、定住自立圏の 形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協 定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第88号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第89号

○議長(白井二郎) 次は、議案第89号 定住自立 圏形成協定の一部を変更する協定の締結につい て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

本案は、東通村との間において、定住自立圏の 形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協 定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第89号は委員長報告のとおり可決されました。

### ◇議案第90号

○議長(白井二郎) 次は、議案第90号 定住自立 圏形成協定の一部を変更する協定の締結につい て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。 本案は、風間浦村との間において、定住自立圏 の形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成 協定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第90号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第91号

○議長(白井二郎) 次は、議案第91号 定住自立 圏形成協定の一部を変更する協定の締結につい て、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

本案は、佐井村との間において、定住自立圏の 形成に関し必要な事項を加え、定住自立圏形成協 定の一部を変更するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号は委員長報告のとおり可決されました。

#### ◇議案第93号

○議長(白井二郎) 次は、議案第93号 平成29年 度むつ市国民健康保険特別会計補正予算につい て、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入り ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第93号は委員長報告のとおり可決されました。

### ◇議案第94号

○議長(白井二郎) 次は、議案第94号 平成29年 度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民 生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質 疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。以上で 質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。 委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議案第94号は委員長報告のとおり可決されました。

## ○日程第22 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、採決

#### ◇議員提出議案第4号

○議長(白井二郎) 次は、日程第22 議員提出議 案第4号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係 る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書を 議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番佐 賀英生議員。

### (11番 佐賀英生議員登壇)

○11番(佐賀英生) 議員提出議案第4号 道路整備予算の拡充及び道路整備に係る補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

道路は、市民の生活や経済・社会活動を支えるとともに、市民の安全・安心を確保し、地域活性化を図るうえで必要不可欠な社会資本であるが、本市は下北半島地域の拠点都市として重要な役割を担っているものの、広域的な幹線道路・市道等の整備が未だ不十分な状況にあり、大規模災害時などには孤立集落等発生する恐れがあり、道路網のより一層の整備促進が喫緊の課題となってい

る。

道路整備にあたっては、財源確保が最も重要であり、財源に対する措置として「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」(以下、道路財特法)の規定による補助率の嵩上げがあるが、この措置はこれまで本市の道路整備においても多大なる寄与を果たしている。

しかしながら、この道路財特法による嵩上げ措置は平成29年度までの時限措置であり、このまま期限切れとなれば、道路整備のための地方の財政負担が増加することとなり、その進捗が一層の遅滞を招くとともに、地方創生及び国土強靱化の推進にも大きな影響を与えると考えられ、地方自治体にとっては死活問題になりかねない。

よって、国においては、来年度以降も迅速かつ 着実な道路整備を推進するため、下記の措置を講 じられるよう強く要望する。

記

- 1. 道路整備に必要な予算の拡充を図ること。
- 2. 道路財特法の規定に基づく補助率等の嵩上 げ措置について、平成30年度以降も継続すること。 以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見 書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様のご賛同 をよろしくお願いいたします。

○議長(白井二郎) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(白井二郎) 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第4号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号は、会議規則第38条第2

項の規定により、委員会への付託を省略したいと 思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(白井二郎) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、衆議院議 長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土 交通大臣としたいと思います。ご了承願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長(白井二郎) これで、本定例会に付議され た事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第234回定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会